

令和2年第1回大多喜町議会定例会

1月会議会議録

令和2年 1月29日 開会

令和2年 1月29日 散会

大多喜町議会

令和2年第1回大多喜町議会定例会1月会議会議録目次

第1号（1月29日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開会及び開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
報告第1号の上程、説明	5
報告第2号の上程、説明	6
報告第3号の上程、説明	7
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
休会について	34
散会の宣告	34
署名議員	35

第 1 回大多喜町議会定例会 1 月会議

(第 1 号)

令和2年第1回大多喜町議会定例会1月会議会議録

令和2年1月29日(水)

午後1時00分 開議

出席議員(11名)

2番	志 関 武良夫 君	3番	渡 辺 善 男 君
4番	根 本 年 生 君	5番	吉 野 僖 一 君
6番	麻 生 剛 君	7番	渡 邊 泰 宣 君
8番	麻 生 勇 君	9番	吉 野 一 男 君
10番	末 吉 昭 男 君	11番	山 田 久 子 君
12番	野 村 賢 一 君		

欠席議員(1名)

1番 野 中 眞 弓 君

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	飯 島 勝 美 君	副 町 長	西 郡 栄 一 君
教 育 長	宇 野 輝 夫 君	総 務 課 長	古 茶 義 明 君
財 政 課 長	君 塚 恭 夫 君	税 務 住 民 課 長	多 賀 由 紀 夫 君
健 康 福 祉 課 長	長 野 国 裕 君	建 設 課 長	吉 野 正 展 君
産 業 振 興 課 長	西 川 栄 一 君	環 境 水 道 課 長	和 泉 陽 一 君
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	秋 山 賢 次 君	教 育 課 長	小 高 一 哉 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 麻 生 克 美 書 記 山 川 貴 子

議事日程(第1号)

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 日程第 5 報告第 3 号 専決処分の報告について
- 日程第 6 議案第 1 号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 2 号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3 号 大多喜町商い資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4 号 令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第 1 4 号）
- 日程第 10 議案第 5 号 令和元年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 議案第 6 号 令和元年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 12 議案第 7 号 令和元年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 13 議案第 8 号 令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 3 号）

◎開会及び開議の宣告

○議長（野村賢一君） 皆さん、こんにちは。

本日は、令和2年第1回議会定例会1月会議を招集しましたところ、議員各位を初め、町長及び執行部職員の皆様にはご出席をいただき、まことにご苦労さまでございます。本日の会議は、ことし初めて開催される本会議であります。昨年同様、ことしもよろしく願ひいたします。

本日、1番野中眞弓議員から所用のため欠席する旨の通告がありましたので、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は11名です。したがって、会議は成立しました。

ただいまから令和2年第1回大多喜町議会定例会を開会いたします。

これより1月会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎行政報告

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 令和2年第1回議会定例会1月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和2年第1回議会定例会1月会議を招集いたしましたところ、議長を初め議員の皆様方には、大変お忙しい中をご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書によりご了承をいただきたいと思います。

なお、昨年12月9日の「品川区と大多喜町との災害時における相互援助に関する協定」調印式は、お互いのイベントなどを通して、平成24年から交流のある品川区と、しながわ防災体験館において、災害時における被災者の受け入れや支援物資の提供など相互の応援体制の構築を図るための協定を締結したところでございます。

また、12月21日の大多喜町合併65周年記念式典の際には、議員の皆様方を初め多くの皆様方にご出席を賜り、盛大に挙行できましたことにつき、改めて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本日の会議事件でございますが、専決処分報告が3件、常勤の特別職及び一般職の職員の給与改正に関する条例の一部改正議案、商い資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正議案、そして一般会計と2つの特別会計の補正予算、水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計補正予算の議案をそれぞれ提出させていただいておりますので、各議案とも十分ご審議をいただき、可決くださいますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告であります。令和元年第1回議会定例会12月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

次に、監査委員から、12月以降に実施しました例月出納検査及び11月6日、7日に実施いたしました定例監査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

それでは、お配りしています議事日程に従い、議事を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

6番 麻 生 剛 君

7番 渡 邊 泰 宣 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（野村賢一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期につきましては、議員の任期の都合上、本日から令和3年1月24日までの362日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から令和3年1月24日までの362日間とすることに決定しました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（野村賢一君） 日程第3、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、議案つづりの1ページをお開きください。

報告第1号 専決処分の報告についてをご説明させていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

この専決処分の報告につきましては、令和元年11月16日に、みつば保育園駐車場において発生した車両事故の損害賠償の額を定める専決処分となります。

次のページをお開きください。

この損害賠償の額を定めることにつきましては、令和元年11月16日の午前中、みつば保育園保護者会による奉仕作業の際に、保育園駐車場において草刈り機で除草作業をしていたところ、飛び石により、駐車していた車両の後部右側のガラスを破損し、損害を与えたものです。この事故によるけが人はありませんでした。

本件車両事故に伴う損害賠償につきましては、既に示談が成立して、町が加入しております全国町村会損害賠償補償保険にて、車両のガラス修繕に要する費用12万5,488円を損害賠償額とするための専決処分の内容を報告するものです。

それでは、専決処分の本文に入らせていただきます。

損害賠償の額を定めることについて。

次のとおり事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

1、相手方。千葉県夷隅郡大多喜町横山1063番地4、城見ヶ丘ハイツB1-2、高倉里沙子。

2、故の概要及び3、損害賠償の額につきましては、先ほどご説明した内容と同様となりますので、省略をさせていただきます。

以上で損害賠償の額を定めることについての専決処分のご報告を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（野村賢一君） 日程第4、報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 報告第2号の説明をさせていただきます。

議案つづりの3ページをごらんください。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会から町長の専決処分事項として指定されている災害対応業務として、台風21号に伴う大雨により被災した公共土木施設の災害復旧事業の歳入歳出予算補正として、令和元年12月19日に専決処分したものでございます。

それでは本文に入らせていただきます。

報告第2号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

次のページをお開きください。

令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第12号）。

令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,832万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億378万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

それでは、第2表繰越明許費から順次ご説明いたしますので、9ページをお開きください。

第2表、繰越明許費。繰越明許費の設定で、表内の事業を翌年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

款10災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、事業名、道路橋梁災害復旧事業、金額7,832万円。この災害復旧事業は、台風21号に伴う大雨により被災した町道中野大多喜線の西部田地先2カ所の災害復旧事業で、国の災害復旧補助事業として実施するもので、年度内の完了が困難なことから、翌年度に繰り越すものでございます。

次にその下、第3表、地方債補正、変更。起債の目的は災害復旧債。限度額を1,480万円から、今回の町道中野大多喜線の災害復旧事業に係る分として1,320万円を増額して2,800万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様でございます。

それでは次に、事項別明細書の2歳入及び3歳出により、補正予算の説明をさせていただきます。

2枚めくって、12ページ、13ページをお開きください。

2歳入、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目4公共土木施設災害復旧費国庫負担金6,500万円の増額補正は、町道中野大多喜線西部田地先2カ所の災害復旧工事に係る国庫負担金でございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金12万円の増額補正は、今回の補正の一般財源として前年度繰越金を充てたものでございます。

款21町債、項1町債、目6災害復旧債1,320万円の増額補正は、災害復旧事業に充当するもので、災害復旧債の充当率は100パーセント、今年度の交付税措置は95パーセントでございます。

次のページをお開きください。

歳出、款10災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費7,832万円の増額補正は、台風21号に伴う大雨により被災した町道中野大多喜線の西部田地先で、現在、仮設の防護柵を設置してある2カ所の復旧工事に係るものでございます。

以上で、令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第12号）の専決処分についての報告とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（野村賢一君） 日程第5、報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 報告第3号の説明をさせていただきます。

議案つづりの17ページをお開きください。

この報告も災害対応業務として、台風21号に伴う大雨により被災した農業用施設等2カ所の災害復旧事業に係る歳入歳出補正予算として、令和2年1月14日に専決処分したものでございます。

それでは本文に入らせていただきます。

報告第3号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

次のページをお開きください。

令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第13号）。

令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,514万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億1,892万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書の2歳入及び3歳出により、補正予算の説明をさせていただきます。

3枚めくっていただき、24、25ページをお開きください。

2歳入、款12分担金及び負担金、項1負担金、目6災害復旧事業費負担金193万2,000円の増額補正は、下大多喜地先のため池の応急工事の変更に伴う負担金の増でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目9農業水産施設災害復旧費補助金512万7,000円の増額補正は、下大多喜地先のため池の応急工事の変更に伴う補助金の増でございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金808万9,000円の増額補正は、今回の補正の一般財源として前年度繰越金を充てたものでございます。

次のページをお開きください。

3歳出、款10災害復旧費、項2農林水産施設災害復旧費、目2農業施設災害復旧費1,514万8,000円の増額補正は、台風21号に伴う大雨により被災した農業施設等2カ所の災害復旧工事でございます。1カ所目は下大多喜地先のため池で、12月補正で崩落土砂の盛り戻しによる応急復旧工事として500万円を予算計上しましたが、その後の国・県との協議、災害査定により、堤体全体の改良を含めた災害復旧工事を実施するため、被災箇所への土のう設置へ工法を変更したものでございます。工法の変更により工事費が約1,280万円となるために、不足する780万円を増額するものです。もう1カ所は、大塚林道の災害復旧で、のり面の崩落、路肩の決壊による土砂の撤去及び復旧工事で、工事費は734万8,000円でございます。

以上で、令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第13号）の専決処分についての報告とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで報告第3号 専決処分の報告についてを終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第6、議案第1号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（古茶義明君） それでは、議案第1号の説明をさせていただきます。

議案つづりの29ページをお開きください。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

人事院勧告及び千葉県人事委員会の勧告に基づく一般職の職員の勤勉手当の支給割合の引き上げに準じ、常勤の特別職である町長、副町長及び教育長の期末手当を引き上げようとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

この改正は、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を、一般職の職員の期末手当と勤勉手当を合計した支給割合としておりますので、一般職の改正に準じ、12月支給分を

100分の5引き上げようとするものでございます。

第2条、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の227.5」を「100分の225」に改める。

この改正は、第1条において12月支給分を100分の5引き上げた支給割合を変えずに、6月支給分と12月支給分に均等に配分する改正でございます。

附則第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

附則の第1項は、この条例の施行日を公布の日からとし、第2条の規定の施行日を令和2年4月1日からと定めるものでございます。

第2項、第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

附則第2項につきましては、第1条の改正規定の適用日を令和元年12月1日から適用することを定めるものでございます。

次のページをお開きください。

第3項、新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定により支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

この附則第3項は、昨年12月に支給された期末手当を内払いとすることを定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第7、議案第2号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（古茶義明君） それでは、議案第2号の説明をさせていただきます。

議案つづりの31ページをお開きください。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

人事院は、令和元年8月7日に、国会及び内閣に対し国家公務員給与の改定を勧告しました。その内容ですが、民間給与が国家公務員給与を387円、0.09パーセント上回っていることから、初任給及び若年層の俸給月額を上げること、また、期末勤勉手当についても民間が公務を上回ったことから、国家公務員の勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げることなどの内容で、実施時期は、月例給については平成31年4月から、勤勉手当については12月支給の勤勉手当から適用するよう勧告しました。

千葉県の人件委員会におきましても、昨年の10月9日に国の人事院勧告にほぼ準じた内容の勧告を行っております。本町におきましても、人事院及び県の人件委員会の給与勧告に基づき、町の一般職の職員の給与条例等を改正しようとするものでございます。

また、今回、これに合わせて特別養護老人ホームの介護業務に従事する職員の夜間勤務手当を改正しようとするものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきますが、条文の朗読を一部割愛して、改正の概要のみを説明させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条、大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

この第23条第2項第1号の改正は、一般職の職員の12月支給の勤勉手当の支給割合100分の92.5を、100分の5引き上げ、100分の97.5とするもので、同項第2号の改正は、再任用職員及び任期付職員で、短時間勤務職員の12月支給の勤勉手当の支給割合100分の45を、100分の5引き上げ、100分の50とするものでございます。

本文に戻ります。

別表第1から別表第3までを次のように改める。この改正は、国や県の給料表に準じて給料表を改めようとするもので、平均改定率は、行政職（一）の給料表で0.1パーセントの引き上げでございます。なお、1級で0.57パーセント、2級で0.2パーセント、3級で0.1パーセント、4級で0.03パーセント、5級で0.01パーセントの引き上げとなり、6級、7級の改定はございません。そういうことで若い職員に重点を置いた改定となっております。各給料表の説明は割愛をさせていただきます。

次に、46ページをお開きください。46ページ下段でございます。

第2条、大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項各号列記以外の部分中「1万2,000円」を「1万6,000円」に、「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同項第2号中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万6,000円」を「1万7,000円」に改める。

この第12条は住居手当に関するもので、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げるとともに、手当の上限を1,000円引き上げ、2万8,000円に改めるものでございます。

次のページ、2行目でございます。

第18条中「勤務すること」の次に「（以下「夜間勤務」という。）」を加え、同条に次のただし書きを加える。ただし、介護業務に従事する職員にあっては、夜間勤務手当の額が夜間勤務1回につき5,000円に満たない場合は、5,000円とする。

第18条は夜間勤務手当について規定しており、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員について、勤務時間1時間につき、給与額1時間当たりの

額の100分の25を現在夜間勤務手当として支給しておりますが、介護業務に従事する職員について、夜間勤務手当1回の額が5,000円に満たない場合は5,000円を支給しようとするものでございます。

本文に戻りまして、第23条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

この第23条は勤勉手当に関する規定で、令和2年4月1日から、職員の期末勤勉手当の年間支給割合100分の190を変えずに、6月と12月の支給割合を2分の1ずつの100分の95に改め、再任用職員及び任期付職員で短時間勤務職員についても、年間支給割合100分の90を変えずに、6月と12月の支給割合をそれぞれ2分の1ずつ、100分の47.5に改めるものでございます。

本文に戻り、第3条、大多喜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

この第7条第1項の表の改正は、特定任期付職員の1号給の給料月額を1,000円増額するものでございます。第8条第2項の改正は、特定任期付職員の期末手当の12月分の支給割合100分の167.5を、100分の5引き上げ、100分の172.5に改めるものでございます。

第4条、大多喜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

この第4条は、特定任期付職員の期末手当について、令和2年4月1日から、年間の支給割合100分の340を変えずに、6月と12月の支給割合を2分の1ずつの100分の170に改めるものでございます。

附則第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

次の第2項は適用日を定めるもので、第1条の給料表の改正、第3条の特定任期付職員の給料表の改正については平成31年4月1日から適用し、第1条の勤勉手当の支給割合の改正と第3条の期末手当の改正については、令和元年12月1日から適用することを定めるものでございます。

次のページをお願いします。

次の第3項は、給料表改定の適用日である平成31年4月1日以前に職務の級が異なる異動をした職員について、所要の調整ができることを定めるものでございます。

次の第4項は、改正前の条例により支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとすることを定めるものでございます。

次の第5項は、第2条の規定の施行により、令和2年4月1日から住居手当が支給されなくなる職員または2,000円を超える減額になる職員について、改正前の手当から2,000円を減じた額を、令和3年3月31日まで1年間支給する経過措置を定めるものでございます。

次の第6項は委任規定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第8、議案第3号 大多喜町商い資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 議案第3号 大多喜町商い資料館の設置及び管理に関する条

例の一部を改正する条例の制定について、議案つづり49ページをお開きください。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

現在、地方創生推進交付金事業を活用し、大多喜町久保地先にある町所有の古民家釜屋を、できるだけ現状を保存する形での改修を行い、改修後は建築物として歴史的価値のある建物の外観、また内部について見学でき、また商い資料館と同じように住民が利用できる施設にしようとするもので、改修工事終了後は、行政財産、公の施設として位置づけ、活用することとなるため、大多喜町商い資料館の設置及び管理に関する条例において、釜屋の設置及び管理について規定しようとするものです。

また、管理の方法についても見直しを行い、指定管理者による管理もできるようにするための改正も行おうとするものでございます。なお、本議案について議会の承認をいただけた際は、指定管理者の公募を行い、議会定例会3月議会で、指定管理者の指定について議案の上程をさせていただきたいと考えております。

それでは、本文に移らせていただきます。

大多喜町商い資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、大多喜町商い資料館の設置及び管理に関する条例（平成13年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（以下「商い資料館」という。）を大多喜町久保153番地1に設置する」を「（以下「資料館」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする」に改め、同条に次の表を加える。名称、商い資料館、位置、大多喜町久保153番地1。

この改正は、釜屋を大多喜町商い資料館として、この後位置づける改正を行うに当たり、必要な改正を行うものでございます。

本文に戻ります。

第3条、第4条第1項、第8条及び第9条中「商い資料館」を「資料館」に改める。

この改正は、第3条以降で、大多喜町商い資料館と表記すべきところを資料館と略するための改正となります。

本文に戻ります。

第11条を第14条とし、第10条の次に次の3条を加える。

指定管理による管理。

第11条、町長は、資料館の管理を、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

第2項、前項の規定により資料館の管理を指定管理者に行わせる場合において、第4条中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

この改正は、指定管理に関する規定3条を加えるための所要の改正と、第11条では、指定管理者による管理ができるようにするための条項を加える改正となります。

本文に戻ります。50ページをお開きください。

指定管理者が行う業務。

第12条、指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

第1号、第3条に規定する業務。

第2号、資料館の施設、設備等の維持管理に関する業務。

第3号、資料館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務。

第4号、その他町長が必要と認める業務。

この改正は、指定管理者の行う業務を定めるものであります。

本文に戻ります。

利用料金。

第13条、第5項の規定にかかわらず、第11条第1項の規定により指定管理者に資料館の管理を行わせる場合において、使用者は、指定管理者に対して利用料金を支払わなければならない。

この改正は、指定管理者が管理する大多喜町商い資料館を利用した場合、使用者は指定管理者に対して利用料金を支払うことを規定するものであります。

第2項以下については、本文の朗読は割愛させていただき、改正の概要のみ説明させていただきます。

第2項の改正は、指定管理者が管理をする大多喜町商い資料館の利用料金を指定管理者の収入とすることを規定したものであります。

第3項の改正は、指定管理者が管理する大多喜町商い資料館の利用料金の額の定め方を規定したものであります。

第4項の改正は、使用者が利用料金を支払う時期について規定したものであります。

第5項の改正は、指定管理者は利用料金を減額または免除できることを規定したものであります。

第6項の改正は、指定管理者に納められた利用料金の還付について規定したものであります。

本文に戻ります。

第2条、大多喜町商い資料館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。釜屋、大多喜町久保159番地1。

この改正は、大多喜町商い資料館の設置及び管理に関する条例に釜屋を加えようとする改正です。

本文に戻ります。

附則。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

これは、第1条の指定管理者により管理ができるようにするなどの改正については公布の日から施行し、第2条の釜屋を大多喜町商い資料館として加える位置づけに関する改正については、施行日を規則で定めようとするものであります。

以上で、大多喜町商い資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） この条例改正が行われた場合ということの関連も含めまして、確認の意味でちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

先ほども若干説明いただきましたけれども、指定管理者の選考方法については公募で行う考えているのか、または公募によらない指定管理者の候補選定による方法、どちらを考慮されるのかをお伺いできればと思います。

また、指定管理におきまして、町が支払うべき管理費用についてはどのように考えているのか、お伺いできればと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） それでは、ただいまの質問に対しましてお答えさせていただきます。

指定管理者の募集につきましては、公募をしようと考えております。きょう議会のほうで議決をいただければ、その後、公募のほうの広報をしたいというふうに考えております。

指定管理料につきましては、今まで指定管理料を支払わないケースで指定管理を依頼する

ケースが多かったのですが、今回の施設につきましては利益を生ずるような施設で
ございませんので、今まで町が管理していた経費ですとか、職員が仮についた場合の経費等
を算定して、それをもとに指定管理料のほうを設定していきたいというふうに考えています。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） その場合なんです、例えば、商い資料館と今現在呼ばせていただ
いているところは、町のほうでシルバー人材センターの方をお願いして、人件費などもかか
っているかと思いますが、釜屋さんのほうについては、今のところそういったものの負担が
ないのではないかと思います。この辺については、そこも考慮しながら、町の管理費用とい
うことを考えていくという考え方でいるということに捉えさせていただいていいんでしょ
うか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 釜屋につきましても人を設置した場合を想定して、管理料の
ほうの設定を考えていきたいというふうに考えています。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 城下の活性化について、町は積極的に人員も配置して、お金も用意し
て、一生懸命やってくれることについては大変感謝しております。

しかし、役場だけで全てできるものではない。この指定管理にしても、地元の人たちには
ほとんど情報が行き渡っていません。釜屋については、宿泊施設から、今工事していること、
指定管理含めて、余り情報が流れていないというのが実情だと思います。本当に町が一生懸
命やってくれていることについては大変感謝していますけれども、地域の人々は、知らない
間に指定管理が行われ、また、どのようになっていくのか非常に不安を感じているところが
多いと思うんです。

ですから今後は、できるだけ地域の人たちに情報を提供して、そこの活性化については、
役場だけでは当然できないと思うので、地域の人たちの協力なしにはできないと思うんです。
今、地方交付金の金があるから、1年、2年は役場が一生懸命やってくれるだろうけれども、
10年後、20年後については、地域の人たちがいかに頑張るかによって地域が活性化するの
であって、地域の人たちとの協力体制が、いまいちできていないんじゃないかと思われま
すけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 地域の方のご協力ということでございますが、今回の改正につきましては、地域の方に、今後こういうような内容で改修をするというようなお話をさせていただきましたが、管理の方法まで、まだできていない状況ですので、今後、地域のほうにそのような説明をしたいと思います。

また、今後、運用、活用していく上で、地域の皆さんのご意見を聞きながら、運用等をできたらいいなというふうには考えております。

○議長（野村賢一君） 課長、根本君の質問、情報が少し不足しているのではないかと、そのような話もあったんですけども、いかがでしょうか。

産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 確かに、今回の指定管理に関することについては、地域のほうには細かい説明というのはしておりませんで、改修までというところでありましたので、今後、この辺の情報についても地域の方にはお知らせして、やっていきたいなというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 行政と地域の方が一緒になって活性化に努めていただくことは、非常に大切だと思っています。また今、情報を流す、意見を聞くということでしたけれども、個々に意見を聞いても、これは大変なことだと思うんです。ですから、今後はどのような形で地域の声を拾って、地域とともに歩むつもりなのか。具体的な、このような形で地域とともに歩むとか、こういった形で地域の声を反映させるとか、ありましたらお聞かせください。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） この後の地域との対話ということでございますけれども、今後また地域の方を集めまして、今後どういうふうに、町並みの整備の関係等も含めてやっていったらいいかというのも含めて、ご意見を伺いながら、今後の進め方等について一緒に検討していければというふうに考えています。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） それでは、ちょっとお尋ねしたいんですけども、商い資料館の件です。あそこには、まず町が購入してやった展示の商品、製品とございますか、そしてまた地域住民のほうから提供して寄附されたもの、あるいは地域住民の方が貸し出したもの等があると思います。その辺の管理方法は今後どうなっていくのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

す。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 今展示してあるもの等についての管理方法ということでございますが、商い資料館にほとんど展示してある形で、それについては、これまでと同じように展示、管理のほうをしていく中で、仮に指定管理者のほうに移行した場合は、指定管理者のほうにもその管理をしてもらうようなこととなりますけれども、あと町のほうでも、保険等を掛けた中で管理していくというような形で考えています。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） ありがとうございます。要するに今のまま、そのまま移行するというふうに見ていいわけですね。

今回、資料館という位置づけ、これはもともとできたときから、商い、城下町の商業の歴史をたどるということで作られたものだと思います。できた経緯が、それは課長がまだお若かったから、そこまで前提条件が入っていらっしやらなかったのかもしれませんが、そもそもはそういう形でこれは位置づけられたものです。

なぜならば、保田のいわゆる菱川師宣記念館は浮世絵の専門館として位置づけるとか、隣町の田園の美術館は、日本絵画の源流である狩野派のものの狩野氏のあれを中心にやるという位置づけがあると。

それで、なぜ私がこれを申すかということ、当時は非常に趣旨が一貫して、コンセプトがしっかりしていたんですね。ですから、そういうものを集めるという形でやったと思うんです。ただ、今、見ますと、そのコンセプトが余りにも薄れているし、なさ過ぎる。建物はつくればいいとか改修すればいいという問題ではないんです。中身をどうするのか。町長さんは非常に優秀だから、歴史観があったわけなんですけれども、中身の充実、ソフトの充実、そこから入っていかなければ、幾ら物事を見せるようにするとか展示するようなものをつくっても、決して活性化にはならない。それは今までのいい例だと思うんです。

ですからその辺、先ほど根本議員が言ったように、どうしてもっとこのことに関して情報公開をして、情報収集をしなかったのか。今までの経緯を知っている方々から見れば、なかなか腑に落ちない点があると思います。その点についてどう今後処理するつもりなのか、教えていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 今回の件について、情報公開とか情報収集という面で、かな

り足りていなかった部分があるかと思います。今後、今、麻生議員さんがおっしゃられたようなことを十分承知した上で、事業のほうを進めていければというふうに考えています。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 課長が真摯な姿勢で、地域住民の方々、区長さんやそのほかの方々にいろいろ接触し、お話ししている姿は、私は存じ上げております。それはそのまま今後とも続けていただきたいと思うんですけども、私が先ほど来申ししていましたように、何を今後売っていくのか、売りですよ。コンセプトをしっかりともらいたい。

そしてもう一つ大切なことは、資料館といえども、ある面では博物館的な機能を持つと。学術的な面も含めまして、ただ単なる産業の展覧会ではないと。そこら辺で人材の育成を考えながら、博物館学芸員の資格を取得者なども採用するなど、いろんなことを含めてやっていきませんか、私、あの資料館を見て、当初、もう少し人があふれ、活気が出、そして情報発信もできるかなと期待しておったんですけども、私が都内にいたときでも余りそれは聞きませんでした。菱川師宣の「見返り美人」のたった一つの本物があるとか、重要なものがある、あるいは狩野派の源流のものがある田園の美術館というものが、非常にその筋の方からは注目されているんだけど、大多喜町の商い資料館、今後、人材育成も含めてやっていただきたいと思います。

私もご協力できることはご協力したいと思います。特に、産業振興課だけでこれはできる問題ではないと思いますので、そのほかの関連の課の皆さん方とのプロジェクトチームを組みながら進めていかれるように望む次第です。

この条例については私は賛意を示す次第です。

以上です。

○議長（野村賢一君） 麻生議員に申し上げます。今の議案は条例の改正の件でやっています。内容については今やっていません。今、注文が結構多い内容で質疑したような気がしますけれども、産業振興課長、これからの件で、今、注文がいろいろあったみたいですけども、十分に検討して、また麻生議員と話してくれば良いと思います。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ちょっと確認、経緯のことで。当初、平林さんが二千二、三百万だったか、やるということだったんだけど、土造でもって改修はできないというような報告

で、一回そういう経緯で来ていましたよね。もうできないのかなと思ったら、その後、プロポーザルで、今、茂原の業者ですか、2,700万だか2,800万ぐらいのあれでやっていると思うんですけども、議員さんみんな知っていればいいんですけども、なかなかその経緯が、改修不可能という、初め受けたんですけども、そういう安全面は大丈夫なのか、確認でございます。

○議長（野村賢一君） 吉野議員、麻生剛君にも言いましたけれども、議案は、お手元の資料にあるとおり条例の件のことをやっていますので、固有名詞の会社の名前を言ったり、そんなことは余り芳しくないんじゃないですか、今の質問は。そう思いますけれども、いかがでしょうか。皆さん、どう思いますか。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 吉野僖一議員は、もう少し情報を公開して、いろいろ経緯説明を図った上で議案として出していただきたいという、そういう意味だと思うんです。要するに、何も無い中でぼんと出てきてはわからない。これは恐らく吉野僖一議員だけではなくて、私もいろんなうわさは聞こえてきます。でも、あくまでもうわさですから、うわさには信憑性があるものかないものとありますから、その辺の判断は差し控えさせていただいているんですけども、ただ現実論として、決まったものがひっくり返ってまた新たなものになったと、その辺の経緯がわからないと、吉野僖一議員は非常にこういうものに対しては真摯な姿勢で臨んでいる方ですから、あやふやなことでは回答できない、議決にも参加できないと、そういうことだと思いますので、もう少し情報公開、そして経緯の説明、これは議会においてやらなくしてどこでやるかということでもあります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 先ほど言いましたけれども、余り個人の名前を出すというのは芳しくないと思います。結果がどうなったか、私もまだ知りませんが、今、条例の制定についての議案をやっているわけなんです。そう思いませんか。せっかくこれから釜屋さんを改修してやろうということですから。

（「やることはいいですよ。だけど議会に報告したときには、土造をもって改修は不可能という、皆さん聞いていると思うんですよ。いつの間にかまた話が進んじゃって」の声あり）

○議長（野村賢一君） プロポーザルか何かやったんですか、あれは、業者は。

（「知っていればいい。私だけ知らない。私、ネットで見ただけなんだ

けれども、茂原の業者らしいですよ」の声あり)

- 議長（野村賢一君） そんなのは、私なんかネットを見ていないからわからないけれども、とりあえず今、議案をやっています。
- ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。
- これで質疑を終わります。
- 本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。
- ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。
- これから議案第3号を採決します。
- お諮りします。
- 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長（野村賢一君） 挙手全員です。
- したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
- ここで10分間休憩します。

(午後 1時59分)

-
- 議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時10分)

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（野村賢一君） 日程第9、議案第4号 令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第14号）を議題とします。
- 本案について、提案理由の説明を求めます。
- 財政課長。
- 財政課長（君塚恭夫君） 議案第4号 令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第14号）の説明をさせていただきます。

議案つづり53ページをお開きください。

議案第4号 令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第14号）。

令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億538万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億2,431万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

それでは、第2表繰越明許費から説明させていただきますので、57ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正。追加。表内の事業を翌年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

款5農林水産業費、項1農業費、土地改良関係団体事業891万円は、県の補助事業として実施のため池ハザードマップの作成で、昨年の台風被害の影響により年度内の完了が困難となったため、翌年度に繰り越すものでございます。

款10災害復旧費、項2農林水産施設災害復旧費、農地災害復旧事業554万8,000円は、昨年の台風15号及び21号に伴う大雨により被災した農地5カ所——久我原、下大多喜、小土呂、湯倉、横山の5カ所になります——の災害復旧補助事業として実施するもので、年度内の完了が困難なことから翌年度に繰り越すものでございます。

その下、農業施設災害復旧事業2,950万4,000円も、同じく昨年の台風で被災した農業施設4カ所の災害復旧工事及び下大多喜地先のため池の設計委託料で、年度内の完了が困難なことから翌年度に繰り越すものでございます。

合計の1億2,228万2,000円は、既に繰越明許費を設定させていただいた7,832万円に今回の追加額4,396万2,000円を加算した額でございます。

次に、事項別明細書により、歳入歳出補正予算の説明をさせていただきますので、60、61ページをお開きください。

2歳入。款12分担金及び負担金、項1負担金、目6災害復旧事業費負担金193万9,000円の増額補正は、災害復旧工事实施に伴う受益者負担で、農地災害が小土呂、横山、下大多喜、

湯倉の4カ所、農業施設災害が三又の用水路でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目9農林水産施設災害復旧費補助金1,567万6,000円の増額補正は、農地災害が負担金と同じく4カ所、農業施設災害が三又と下大多喜のため池の災害復旧の実施設計分の2カ所でございます。

款17寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金5,200万円の増額補正は、ふるさと納税の今年度の決算見込みによるものでございます。

款18繰入金、項1基金繰入金、目2ふるさと基金繰入金2,402万2,000円の増額補正は、ふるさと納税の増額に伴う返礼品に係る報償費及び事務経費に充当するものでございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金1,175万1,000円の増額補正は、今回の補正の一般財源として繰越金を充てたものでございます。

次に、歳出予算につきましては、先に給与費明細書により給与改定等の補正額を説明させていただきますので、72、73ページをお開きください。

給与費明細書。1、特別職の表中、区分欄の一番下の比較で説明させていただきます。

長等の項、期末手当11万円の増、括弧内0.05は、年間の支給率0.05月分の増。右に行きまして、共済費1万1,000円の増、合計12万1,000円の増額は、給与改定によるものでございます。

その他特別職の項、職員数5人の増は、商い資料館の管理が指定管理によることによる指定管理者選定審議会委員の増、報酬は1万8,000円の増額となります。

次のページをお開きください。

2、一般職、1号、総括の表、給与改定による給与費、共済費の増額及び台風等の災害復旧に係る土木関係職員の時間外勤務手当を計上してございます。

区分欄の比較の項、給与費は給料が101万5,000円の増、職員手当は373万7,000円の増、計475万2,000円の増、共済費は46万4,000円の増、合計で521万6,000円の増額でございます。

その下の表、職員手当の内訳は、職員手当373万7,000円の内訳で、時間外勤務手当129万5,000円、期末勤勉手当244万2,000円の増額となっています。

次の2号、給料及び職員手当の増減額の明細の表をごらんください。

給料101万5,000円は給与改定に伴う増、職員手当373万7,000円は、給与改定に伴う期末勤勉手当と時間外勤務手当の増額でございます。以降の表については、説明を割愛させていただきます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきますが、給与改定等に伴う各目の人件費の補正及

び特別会計の給与改定に伴う繰出金の補正については、説明を割愛させていただきます。

62、63ページをお開きください。62ページ、真ん中よりやや下になります。

3歳出で、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費7,602万2,000円の増額補正は、歳入でも説明させていただきました、ふるさと納税の実績見込みによる返礼品に係る報償費、代理収納システム利用料及びふるさと基金への積立金でございます。

次に、66、67ページをお開きください。一番下の欄になります。

款5農林水産業費、項2林業費、目3都市農村交流施設運営費29万円の増額補正は、たけゆらの里の分電盤の修繕工事と、新たに設置をする冷蔵庫内の肉をつるすハンガーの購入でございます。

次のページをお開きください。一番上になります。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費1万8,000円の増額補正は、給与費明細でも説明させていただきました、商い資料館を指定管理とするための指定管理者選定審議会委員報酬の増額でございます。

次に、真ん中よりやや下になりますが、款8消防費、項1消防費、目4災害対策費60万5,000円の増額補正は、防災無線を各家に設置するときの屋外アンテナ及びデジタル戸別受信機10台分の購入に係るもので、当初予算で20台分、12月補正で10台分予算措置をしましたが、昨年の台風被害により新規の設置及び故障等による交換がふえたために、今回増額するものでございます。

次のページをお開きください。真ん中あたりになります。

款9教育費、項5保健体育費、目3学校給食費195万円の増額補正のうち、学校給食センター管理運営事業の183万7,000円の増額補正は、給食センターのボイラーへの給水管が詰まったため、必要な水量が給水されなくなったことの対応の改修工事でございます。

款10災害復旧費、項2農林水産施設災害復旧費、目1農地災害復旧費340万9,000円の増額補正は、繰越明許費でも説明させていただきました、小土呂、横山、下大多喜、湯倉の用地に係る災害復旧工事でございます。

目2農業施設災害復旧費1,775万4,000円の増額補正は、農業施設に係る災害復旧で、委託料は下大多喜地先のため池の実施設業務の委託料、工事費は三又の用水路の復旧工事に係るものでございます。

以上で、令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第14号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 69ページの商工費の商工業振興費の商い資料館管理運営事業、報酬、指定管理者選定審議会委員報酬、この委員の数と委員のメンバーはどのようになっていますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 委員のほうは5人以内となっています。それで、メンバーのほうは、有識者と、あと町内の公共的団体の代表等ということの中から選定するようになっております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 先ほどもちょっと言いましたが、これは地域にかかわる問題で、一番関連する方は地域の方々だと思うんです。このメンバーの中に地域の方々を入れることも考慮されるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 今の時点で、まだ委員の具体的なところは決まっていませんけれども、今ご意見をいただいた中で、含めて検討したいなというふうに思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第10、議案第5号 令和元年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（多賀由紀夫君） それでは、議案第5号 令和元年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算の説明をさせていただきます。

議案つづり83ページをお願いいたします。

令和元年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億685万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては事項別明細書により説明いたしますので、88、89ページをお願いいたします。

それでは、歳入からご説明いたします。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額9万6,000円は、給与改定に伴う職員給与費等繰入金の増額補正でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。次の90、91ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額9万6,000円は、給与改定に伴う、91ページ説明欄記載の職員人件費3名分を増額するものでございます。

以上で、令和元年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第11、議案第6号 令和元年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(長野国裕君) 議案第6号 令和元年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明させていただきます。

議案つづり101ページをお開きください。

令和元年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,364万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますので、106ページ、107ページをお開きく

ださい。

まず歳入からご説明いたします。

款4 国庫支出金、項2 国庫補助金、目2 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）3万1,000円の増額、次の款6 県支出金、項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）1万5,000円の増額、さらに次の款7 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金14万1,000円の増額、項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金2万1,000円の増額等は、全て給与改定に伴う職員人件費の増によるもので、負担割合に基づき、国・県支出金及び繰入金をそれぞれ増額補正するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

108ページ、109ページをお開きください。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費12万5,000円の増額及び次の款3 地域支援事業費、項2 包括的支援事業費・任意事業費、目2 包括的支援事業の8万3,000円の増額は、介護関係職員及び地域包括支援センター職員の給与改定に伴う人件費を増額補正するものでございます。

以上で、令和元年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第12、議案第7号 令和元年度大多喜町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） それでは、議案第7号 令和元年度大多喜町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

議案つづり119ページをお開きください。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正予算であります。一般会計と同様に給与改定に伴う人件費の補正となります。

それでは本文に入らせていただきます。条文については朗読を一部割愛させていただきますので、ご了承ください。

令和元年度大多喜町水道事業会計補正予算（第4号）。

総則。第1条、令和元年度大多喜町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出。第1款水道事業費用、第1項営業費用ですが、16万3,000円を増額し、営業費用の総額を4億5,714万3,000円とするものです。

資本的収入及び支出。第3条、支出ですが、第1款資本的支出、次のページをお開きください。第1項建設改良費ですが、5万5,000円を増額し、建設改良費の総額を10億3,764万1,000円とするものです。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。第4条、予算第7条中「5,462万6,000円」を「5,484万4,000円」に改める。

詳細につきましては、122ページから125ページの水道事業会計補正予算積算基礎資料によりご説明いたします。

122ページをお開きください。

支出ですが、目1 原水及び浄水費 3万4,000円、目2 配水及び給水費 2万2,000円、目3 総係費10万7,000円の増額補正は、給与改定に伴う職員給与費の増額です。

次の124ページ、資本的支出、目3 配水施設費 5万5,000円の増額につきましても、給与改定による増額です。

以上で、議案第7号 令和元年度大多喜町水道事業会計補正予算（第4号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第13、議案第8号 令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） それでは、議案第8号 令和元年度大多喜町特別

養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

議案つづり135ページをお開きください。

本補正予算につきましては、大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正に基づき、増額補正をするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第8号 令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）。

総則。第1条、令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。支出、科目、第1款特別養護老人ホーム事業費用、補正予定額69万円の増、計2億8,294万円。科目、第1項営業費用、補正予定額69万円の増、計2億8,243万9,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。第3条、予算第7条中「2億388万5,000円」を「2億457万5,000円」に改める。

続きまして、詳細につきましては積算基礎資料によりご説明いたしますので、議案つづり146ページ、147ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出になります。

第1款第1項第1目総務管理費、補正予定額69万円の増額で、計1億7,356万円となります。

第2節給料19万7,000円の増、第3節手当41万6,000円の増、第4節法定福利費7万7,000円の増、いずれも給与改定に伴う増となります。

以上で、大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長(野村賢一君) 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、明日1月30日から3月31日まで休会としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

よって、明日1月30日から3月31日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(野村賢一君) これにて本日の会議を閉じます。

散会とします。

大変お疲れさまでした。

(午後 2時41分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 野 村 賢 一

署 名 議 員 麻 生 剛

署 名 議 員 渡 邊 泰 宣